

一般社団法人日本家政学会九州支部代議員選出方法に関する申し合わせ

1. 代議員の選出

一般社団法人日本家政学会支部選挙規程第3条に基づき、支部正会員数を基に按分比例により算出された選出数の代議員を選出する。

2. 選出の方法

- (1) 本支部役員会は、本支部正会員の中から、年齢層、専門分野、地域等を考慮して、1. の選出数以上の代議員候補者を推薦する。
- (2) 本支部選挙管理委員会は、本支部正会員の中から、代議員候補者に立候補する者を受け付ける。立候補した者は全員代議員候補者とする。
- (3) 本支部選挙管理委員会は、代議員選出の結果を支部総会に報告し、承認を受ける。

3. 投票要領

投票の都度、本支部選挙管理委員会が定める。

4. 本申し合わせの改廃は、支部役員会の議を行う。

附則

- (1) この申し合わせは、平成23年5月14日から施行する。
- (2) 改正 平成24年9月28日

一般社団法人日本家政学会九州支部代議員選出要領

1. 平成〇・〇年度代議員候補者選出数

九州支部は、△名です。

2. 代議員の任務ならびに任期

- (1) 代議員の任務は、一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）代議員総会に出席して審議事項を決議する。また、本部役員選挙の選挙人となる。
- (2) 代議員の任期は、選挙の年の翌年の1月1日から2年間とし、再任することができます。ただし、継続して選出され就任する場合は2期を限度とします。

3. 投票方法

- (1) 投票用紙には、九州支部次期代議員候補者が印刷されています。
- (2) 代議員候補者として適任と認められる者の記入欄に、○印を△つ記入してください。
- (3) 記入した○印が△つより多ければ無効になります。
- (4) 投票は無記名です。

4. 投票

この用紙の表面が代議員選出用の投票用紙となっています。「3. 投票方法」に基づいて、

期日までに同封の封筒で返信してください。

投票締切日：平成 年 月 日（必着）

投票送付先：一般社団法人日本家政学会九州支部事務所気付
日本家政学会九州支部選挙管理員会宛